

介護保険住宅改修の利用について

① 対象者について

介護保険の要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方のうち自宅（被保険者証記載の住所地）で生活している方が対象となります。

介護保険施設の入所者又は、病院に入院中の方が一時帰宅のために行う改修工事や、一時的に身を寄せている住宅の改修工事などは対象となりません。

② 支給の限度額について

住宅改修（介護保険住宅改修費支給対象工事部分）にかかった費用のうち、20万円までに対して、その9～7割を保険から支給します。

（支給額は最高で18～14万円となります。）

また、20万円の範囲内であれば、何度かに分けて支給を受けることも可能です。

（例、10万円の工事を2回、5万円の工事を4回など）

同じ住宅に2名以上の要支援・要介護の認定を受けている方がいる場合、それぞれ20万円まで利用できます。

ただし、同一の工事部分を2名以上で負担することはできません。また、申請はそれぞれ必要となりますのでご注意ください。

転居した場合や、同じ住宅でも最初に支給を受けた住宅改修の着工日時点の要介護区分から3段階以上上がった場合、再度20万円まで利用できることがあります。

※要支援2と要介護1は同じ段階と見なすなど、注意する点がありますので、ご自身で判断されず事前に介護保険課までご相談ください。

③ 申請は工事前と工事後の2回必要です

介護保険課への申請は、工事着工前と工事完了後の2回行います。

介護保険課へ工事前に申請書を提出し、介護保険課より送られる工事の着工承認の文書を受取った後に、工事着工となります。（平均7～10日程で届きます）

工事完了後、工事後の申請書類をそろえて申請してください。

※工事着工前の申請をせずに工事を行うと、支給が出来なくなります。

④ まずは、ケアマネジャーに相談をしてください

工事を行う前に、担当のケアマネジャーにご相談ください。

事前に提出していただく書類にケアマネジャーが作成する理由書があります。

住宅改修の支給対象工事について

①手すりの取付

- 居室、廊下、便所、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に必要とすることを目的として設置するものです。
- 手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等、お体に合った適切なものをお選びください。
- なお、介護保険で貸与（レンタル）の対象となっている手すりなど、住宅改修とは別の介護給付もありますので、状況に合わせて選択しましょう。

②段差の解消

- 居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床段差、及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための工事が対象となります。
- 具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室床のかさ上げなどです。
- ただし、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は、対象外です。
- 住宅改修以外でも、介護保険で貸与（レンタル）の対象となっているスロープや、福祉用具購入費支給の対象となっている浴室内すのこを置くことによる段差の解消もありますので、状況に合わせて選択しましょう。

③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

- 居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面を滑りにくい舗装材へ変更する工事等が対象です。

④引き戸等への扉の取替え

- 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。
- ただし、引き戸等への扉の取り替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は対象となりませんので、ご注意ください。

⑤洋式便器等への便器の取替

- 一般的に和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象です。
- 既存の洋式便器の高さが身体に合わず、適切な高さの洋式便器に変更する場合は、洋式便器から洋式便器への変更であっても対象となります。
- ただし、介護保険で福祉用具購入費支給の対象となっている腰掛便座の設置は除かれますので、ご注意ください。
- また、和式便器から、暖房便座や洗浄機能が付加されている洋式便器への取り替えは対象となりますが、すでにある洋式便器にこれらの機能等を付加する工事は対象外です。
- さらに、非水洗和式便器から、水洗式洋式便器または簡易水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は対象外となりますので、事前に工事内容の確認が重要です。

その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※付帯として必要となる工事なため、単独工事では対象外となります。

①手すりの取付け

手すり取付けのための壁の下地補強など

② 段差の解消

浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置など

③床または通路面の材料の変更

床材変更のための下地の補修や根太の補強または通路面材料の変更のための路盤の整備など

④扉の取替え

扉の取り替えに伴う枠または柱の改修工事など

⑤便器の取替え

便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化、簡易水洗化に係るものを除く）など

その他、支給の対象に関すること

○設計費及び積算費（見積り）について

住宅改修を前提とした設計費並びに積算費は保険給付の対象です。
ただし、住宅改修を伴わない設計費や積算費は対象となりません。

○新築・または増築の場合

新築に伴い行われるものについては、住宅改修に該当しないため、保険給付の対象となりません。

また、新たに居室を増築する場合なども対象外です。

○老朽化により住宅改修を行う場合

老朽化を理由とした住宅改修は、保険給付の対象となりません。

○支給対象外の工事もあわせて行う場合

支給対象となる住宅改修にあわせて、支給対象外の工事を行う場合は、対象と対象外部分を適切な抽出・按分等の方法により算出した場合、対象部分について支給できます。

○被保険者等、自ら住宅改修工事を行う場合

被保険者が材料を購入し、本人または家族等により住宅改修工事を行う場合は、材料の購入費のみが支給対象となります。この場合、工事前の申請の際に添付する工事費見積書については、購入する材料費の個々の内訳が分かるものを作成します。

工事後の申請の際には、領収証（レシートは不可）が必要になりますが、この領収証は、材料を販売した販売店が被保険者本人フルネーム宛てに発行したものとし、工事費内訳書については、購入した材料費の個々の内訳がわかるもの（領収額の内訳）を作成し添付してください。

○被保険者が生活保護の被保護者の場合（償還払い方式のみ）

生活保護の被保護者については、市の生活支援課への事前の相談が必要です。
住宅改修に係る費用については市（生活支援課）から施工事業者を支払われます。

申請方法について

住宅改修の申請は2種類の方法があり、それぞれ提出書類が異なります。

償還払い

○被保険者は工事費全額を施工業者に支払う。

完了報告を提出し支給が決定されると、市から支給対象工事費用の9～7割分を指定口座に振り込む。

○全国どこの施工業者でも利用可能。

受領委任払い

○被保険者は保険給付額を除いた金額を施工業者に支払う。

完了報告を提出し支給が決定されると、市から支給対象工事費用の9～7割分を施工業者の口座に振り込む。

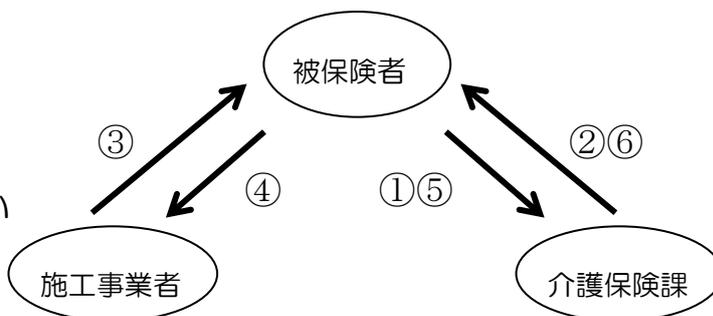
○船橋市に登録している施工業者のみ利用可能。

(登録業者の一覧は船橋市役所介護保険課にあります。また船橋市ホームページからダウンロードすることもできます。)

例：負担割合が1割の被保険者で、介護保険支給対象工事費総額20万円の工事を行う場合（給付額18万円）

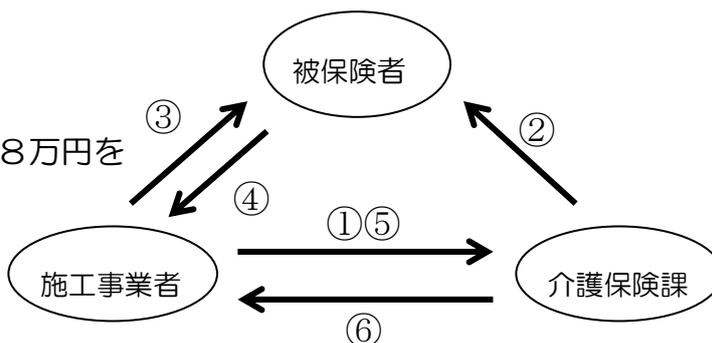
償還払い方式

- ①事前申請
- ②工事の承認通知発送
- ③工事施工
- ④工事費総額20万円の支払い
- ⑤給付額18万円の支給申請
- ⑥18万円の支給



受領委任払い方式（予め市に登録した施工業者に依頼）

- ①事前申請
- ②工事の承認通知発送
- ③工事施工
- ④工事費20万円より支給額18万円を除いた、2万円のみ支払い
- ⑤給付額18万円の支給申請
- ⑥18万円の支給



支給申請に必要な書類について【事前申請】

	償還払い	受領委任払い
1	介護保険住宅改修費支給申請書	介護保険住宅改修費支給申請書 (受領委任払い専用)
2	住宅改修が必要な理由書 ※1	住宅改修が必要な理由書 ※2
以下共通の提出書類		
3	工事費見積書（改修を行う箇所、内容ごとに内訳がわかるもの）	
4	工事前写真 ※3	
5	住宅所有者の承諾書 ※4	
(6)	図面 ※5	

※1 ○ケアマネジャー（介護支援専門員）など、理由書を作成するための資格がある方に事前に依頼してください。

※2 ○受領委任払いの理由書はケアマネジャーのみが作成できます。

※3 ○工事を行う箇所すべての箇所の写真が必要です

○写真には必ず日付を写してください。（直接手書きしたものは不可。）

○床の段差解消や既存手摺の交換など、既存のものの高さ・太さを変更する場合は、その高さ・太さが分かるようメジャーをあてた写真をお撮りください。

（工事前後で高さ・太さが変わったことを確認するため）

※4 ○改修を行う予定の住宅の所有者が被保険者以外の場合、所有者の承諾書が必要となります。（所有者が被保険者の家族の場合も必要です）

※5 ○図面は必須ではありませんが、あればご提出ください。

工事着工・完了

工事前提出書類の受付についてのお知らせを確認後、工事着工してください

○事前申請は、おおよそ7～10日程度で審査が終わりますが、書類不備等により審査に時間がかかることもあります。工事予定日まで余裕を持って手続きください。

○介護保険課から被保険者本人宛に郵送します。

○事前申請をした工事内容に変更が生じた場合、すみやかに介護保険課に連絡して下さい。連絡が無い場合、支給ができなくなることがあります。

支給申請に必要な書類について【完了申請】

	償還払い	受領委任払い
1	住宅改修完了報告書	住宅改修完了報告書 (受領委任払い専用)
以下共通の提出書類		
2	領収証（被保険者本人（フルネーム）宛の施工業者発行の領収証原本）※1	
3	工事費内訳書（工事を行った箇所、内容ごとに内訳がわかるもの）※2	
4	工事後写真 ※3	

- ※1 ○領収証を被保険者本人以外に発行する場合（家族等）は、但し書きに、「〇〇〇〇様の住宅改修費として」というように、被保険者本人のフルネームが確認できるよう記載してください。
- ※2 ○領収証の金額に対する個々の内訳がわかるものが必要です。
○工事前申請の際に提出した見積書の内容と同じであっても、実際に工事に要した費用の内訳（＝実際に使用した具材等）を工事費見積書と同様に作成し、ご提出をお願いします。
- ※3 ○工事を行ったすべての箇所の写真が必要です。
○工事前申請の際に提出した写真と同じアングルで撮影してください。
○長い手すりなど一度で画面に入りきらないときなどは、何枚かに分けて撮影し、使用した材料が、全て確認できるように撮影してください。
○写真には必ず日付を写してください。（直接手書きしたものは不可。）
○高さ・太さを変える工事をした場合、その高さ・太さが変わった事が分かるようにメジャーをあてた写真をお撮りください。

注意点

- 事前申請は、おおよそ7～10日程度で審査が終わりますが、書類不備等により時間がかかることもあります。工事予定日まで余裕を持ってお手続きください。

- 工事前申請書類を市で審査したことについて、被保険者本人宛に通知します。この通知を受取った後に工事の着工となりますが、この通知は介護保険住宅改修費についてすぐに支給を決定するものではなく、市に提出された事前申請の審査が終わり承認されたことをお知らせするものです。

- 工事前に申請した内容で工事を行ってください。工事後の申請において、内容に変更があった場合、介護保険住宅改修費の支給を受けられないことがありますので、工事前に申請した内容（工事内容・箇所・工事費）に変更が生じる場合、すみやかに変更内容について介護保険課に連絡してください。

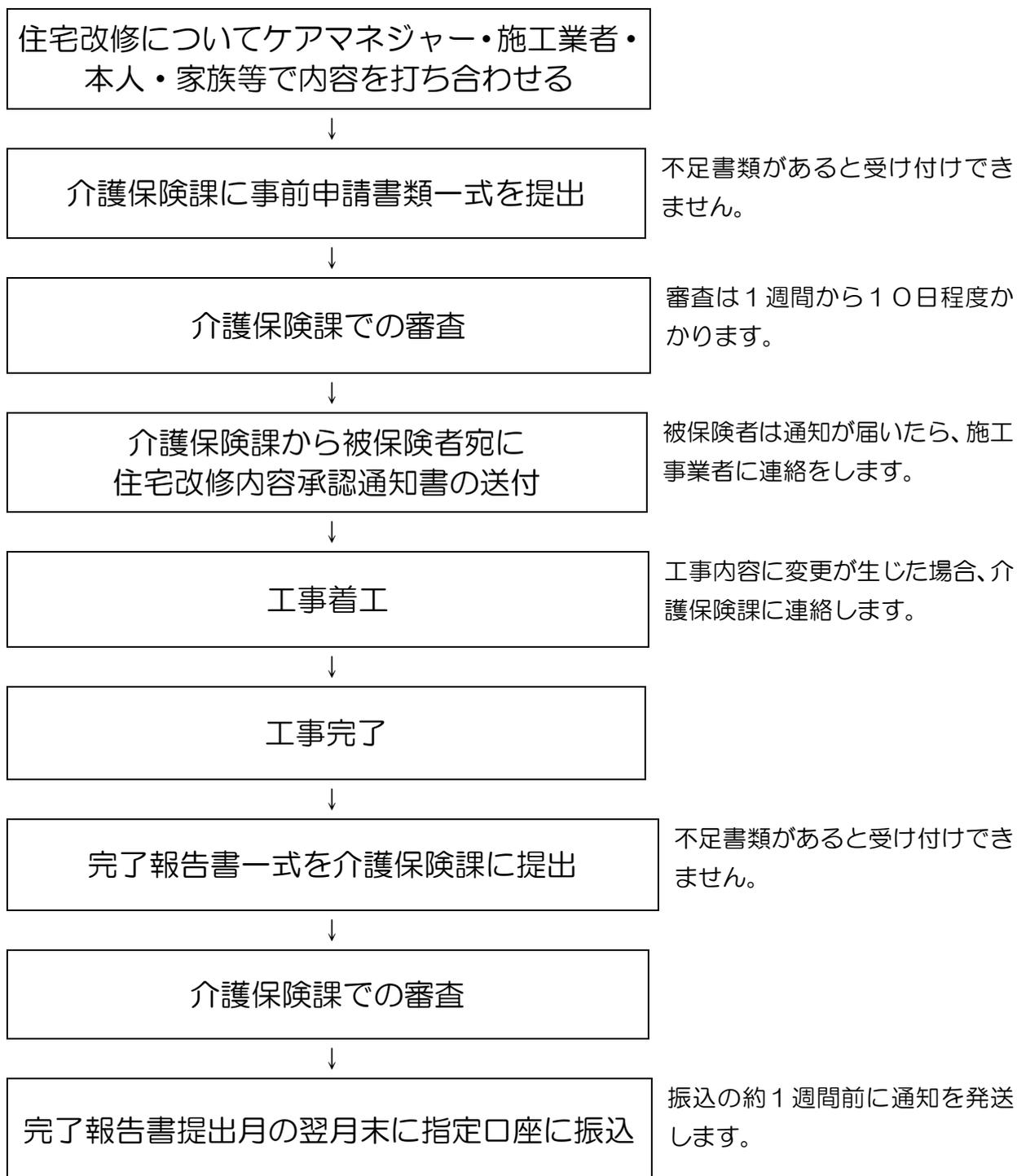
- 支給決定については、工事後に提出される書類等とあわせ内容を確認の上、承認されたものについて被保険者本人に通知します。

- 上記通知を送付した後、被保険者本人等に振込をします。振込は、工事後申請書類を提出した月の翌月末日に行われます。資格の確認や書類の不備などで振込が遅れることがあります。

- 工事前の申請後、介護保険における資格等に変更があったときなど、工事内容に関わらず介護保険住宅改修費の支給が行われない場合があります。
 - ①新規認定申請中の被保険者が、認定の結果「非該当」となった場合
 - ②入所・入院中の認定者が、退所・退院の準備のために行った改修で、なんらかの理由により退所・退院ができなかった場合等です。

- 高齢者福祉課の高齢者住宅改造資金助成を受けようとする場合、介護保険課と高齢者福祉課それぞれに工事前の申請・審査が必要となります。高齢者住宅改造資金助成の詳細につきましては、高齢者福祉課にお問い合わせください。〈高齢者福祉課 TEL047-436-2352〉

住宅改修の申請から支給までの流れ



◎船橋市のホームページより申請書を取り出せます

船橋市のホームページ (<http://www.city.funabashi.lg.jp/index.html>)



トップページに表示されているジャンルの中から
「健康・福祉・衛生」をクリック



「介護保険・介護予防」をクリック



「介護保険事業の概要」をクリック



「介護保険 申請書・様式ダウンロード」のページを選択

◎「介護保険住宅改修費支給申請書」

◎「住宅改修完了確認書」

※トップページ上段にあるサイト内検索にて検索することで目的のページへ行くことも出来ます。

※受領委任払い専用の申請書は、市ホームページ「住宅改修における『受領委任払い』制度」のページに掲載しております。

ご不明な点はお問い合わせください。

〒273-0851

船橋市湊町2-10-25

船橋市役所介護保険課給付係

電話047-436-2304

FAX047-436-3307

R3.4月改訂